

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時的な児童の受入れ 実施要項

令和2年5月8日  
令和2年5月25日一部改訂  
守口市教育委員会

【利用概要】

- 1 実施期間 令和2年5月13日（水）から6月12日（金）までの平日
- 2 時 間 午前8時から正午まで
- 3 場 所 各校で指定した場所
- 4 登下校 原則、保護者が送迎する
- 5 対 象 者 市立小学校、義務教育学校に在籍する3年生以下の児童
- 6 受入条件 保護者が次の理由により、児童を監護できない等、真にやむを得ない場合  
医療施設に従事しているため  
警察、消防、介護、保育等に従事しているため  
ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難なため  
交通機関等（運送業等）に従事しているため  
生活必需物資販売施設（スーパー等）に勤務しているため  
その他、特別な事情があり、児童の監護ができないため
- 7 活動内容 自習、読書など
- 8 持 ち 物 けんこうかんさつカード、自習課題、お茶、マスク（※1）、上着（※2）等  
※1 原則、自宅を出る時点から帰宅するまでのマスクの着用をお願いします（手作りマスク可）。  
※2 教室等のドア及び窓を開けた状態で過ごしますので、体温調節できるよう上着等を持たせてください。
- 9 注意事項 ・毎朝の検温を必ず行い、けんこうかんさつカードに記入してください。児童に発熱等の風邪の症状がある場合は、ご利用できませんので、ご協力をお願いします。  
※児童の急な体調不良や発熱の場合は保護者に連絡しますので、速やかにお迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。  
・お茶及び学習の課題は各自で用意してください。

- ・もりぐち児童クラブ入会児童室に現在入会されているご家庭の方で、学校での預かり後に入会児童室を利用する場合は、事前にお子様と利用の確認をしていただき、昼食等を持参させてください。(入会児童室へ移動後に昼食を摂ります。)

【申込手続きについて】

- 1 申込方法
  - ・引き続き利用される方
    - 【継続】利用申請書に必要事項をすべて記入し、在籍している小学校等へ提出してください。
  - ・5月25日以降にはじめて利用される方
    - 【新規】利用申請書に必要事項をすべて記入し、在籍している小学校等へ初回利用の前日までに提出してください。
- 2 申込期間 令和2年5月8日(金)～ 随時(土、日、祝日は除く)
  - ※受付時間は、午前9時～午後5時

問い合わせ先  
守口市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課  
TEL 06-6995-3151  
FAX 06-6991-3078